

### 近鉄賢島カンツリークラブ 1プレー

1日目または2日目 ● 近鉄賢島カンツリークラブ

■出発日と旅行代金(2名1室利用/1泊2食付/おひとり様)

| 出 発 日                       | 平日泊・平日プレー | 休前日泊・平日プレー | 平日泊・土曜・休日プレー | 休前日泊・土曜・休日プレー |
|-----------------------------|-----------|------------|--------------|---------------|
| 12/1～28、1/4～31、2/1～17・24～29 | 29,000円   | 32,500円    | 34,500円      | 38,000円       |

設定除外日:12/29～31、1/1～3、2/18～23出発

宿泊 フライムリゾート賢島 (洋室(1・2名1室)バス・トイレ付)

■2名様以上でお申し込みください。  
■1名1室利用は上記旅行代金の5,000円増しとなります。  
■3・4Bのカートフィー、利用税を含みます。

タ・朝食付

### 伊勢志摩カントリークラブ 1プレー

2日目 ● 伊勢志摩カントリークラブ ロイヤルコース

■出発日と旅行代金(3・4名1室利用/1泊2食付/おひとり様)

| 出 発 日                 | 日～水曜出発  | 金曜出発    | 土曜出発    |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 12/2～28、1/4～31、2/1～29 | 18,500円 | 23,000円 | 24,000円 |

特定日:12/22出発 23,000円、1/8出発 24,000円、  
設定除外日:毎週木曜(12/22除く)および12/29～31、1/1～3出発

宿泊 伊勢志摩ロイヤルホテル (洋室(2～4名1室)バス・トイレ付)

■2名様以上でお申し込みください。  
■2名1室利用は上記旅行代金の1,000円増しとなります。  
■3・4Bのカートフィー、利用税を含みます。(2Bはカートフィーおひとり様1,050円追加)  
■月～木曜(平日)プレーはクラブハウスでの昼食付

タ・朝食付

キャディフィー、カートフィー、ロッカーフィー、利用税、その他個人的費用は現地にてお支払いください。 ※記載の無い限り2名様で参加の場合、他のお客様と同伴となる場合がございます。

お問い合わせ・お申し込みは下記までお気軽に!!

株式会社 メンバースゴルフサービス 京都府知事登録旅行業 第2-473号 (社) 全国旅行業協会正会員

〒600-8418 京都市下京区烏丸通五条上る東側 メンバースゴルフビル3階 FAX 075-344-8080

ホームページ http://www.asiaclub.co.jp Eメール travel@asiacub.co.jp

受付時間:平日/9:00～18:00 土曜/9:00～15:00 日曜・祝日/休業

アジアクラブトラベル TEL (075) 344-0050

### 〈全コース共通のご案内〉※必ずお読みください

【旅行条件】

■お申し込みは電話・ファックス・Eメールでお願い致します。受付後、お名前等の間違いを防ぐため当社所定の申込用紙にご記入をお願い致します。

■企画・実施旅行会社に関わらず、各コース共に継続して募集しているコースとなります。お申し込み時点ですでに満席やキャンセル待ち等の場合もございますので、ご了承ください。また、航空会社や現地施設の都合により催行中止となっている場合もございます。

■旅行企画・実施会社が明示されている場合、当社は委託販売として申し込みの取り次ぎを行います。旅行条件は各企画・実施会社の定めるところによります。

■手配する旅行により航空便、現地ホテル、ゴルフ場の手配回答が即答できない場合もございます。通常、ゴルフプレーのスタート時間の回答は出発の1週間前頃になります。

【手数料】

ご旅行を取消される場合は旅行代金に対して規定の取消料が必要となります。旅行内容や日程の変更、参加者交代の場合も取消料と同額の変更料が必要です。

国内/出発日の20日前以降…20%、出発日の7日前以降…30%、出発日の前日…40%、旅行当日…50%、旅行開始後または無連絡不参加…100%

海外/ピーク時(12/20～1/7、4/27～5/6、7/20～8/31)の出発のみ出発日の40日前以降31日前まで…10%(上限100,000円)、出発日の30日前以降3日前まで…20%、旅行開始の前々日以降旅行当日まで…50%、旅行開始後または無連絡不参加…100%

【個人情報の取扱いについて】

お客様の個人情報はお客様との連絡のために利用させて頂くほか、旅行手配のための手続きに必要な範囲で利用させて頂きます。また、次の旅行の便宜のために一定期間一定の個人情報を保管致します。

国内ゴルフ旅行 記号説明

キャディ付 徒歩プレー

キャディ付 カートプレー

カート利用 セルフプレー

メタルスパイク 使用禁止

平日のみ 2名プレー可

全日 2名プレー可

時間帯の目安

04:00 06:00 08:00 12:00 16:00 18:00 23:00 04:00

04:00 06:00 08:00 12:00 16:00 18:00 23:00 04:00

VISA MasterCard

旅行代金のお支払いは当社窓口でのお支払い、金融機関からのお振込みの他、左記マークのあるクレジットカードがご利用頂けます。旅行の種類によりお取り扱いできない場合もございます。詳しくはアジアクラブトラベルまでお尋ねください。

未掲載ツアー多数あり!!

ホームページ随時更新中!!

アジアクラブトラベル

検索

### 瀬田ゴルフコース 2プレー

1日目および2日目 ● 瀬田ゴルフコース (北および東コースは追加料金が必要です)

北コース 東コース 西コース

■出発日と旅行代金(4名1室利用/1泊朝食付/おひとり様)

| 出 発 日                   | 月～木曜出発  | 金曜出発    | 土曜出発    | 日曜出発    |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 12/1～21・24～27           | 18,800円 | 28,800円 | 37,800円 | 26,800円 |
| 1/5～7・10～31、2/1～9・11～29 | 15,800円 | 22,800円 | 31,800円 | 21,800円 |

特定日:12/22出発 29,800円、12/23出発 37,800円、1/8出発 31,800円、1/9出発 21,800円、2/10出発 24,800円  
設定除外日:12/28～31、1/1～4出発

北および東コースにてプレーの場合、(12月)平日1,500円増し、土曜・休日1,000円増し、(1・2月)平日2,500円増し、土曜・休日1,500円増しとなります。

宿泊 大津プリンスホテル (洋室(1～4名1室)バス・トイレ付)

■3名様以上でお申し込みください。(2日間とも平日プレーの場合2名申し込み可)  
■3名1室利用は上記旅行代金の1,000円増し、2名1室利用は2,500円増し、1名1室利用は7,000円増しとなります。  
■2日間1プレーのプランもございます。詳しくはお問い合わせください。

朝食付

旅行企画・実施 観光庁長官登録旅行業第803号 JTBサン&サン西日本

### 東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ 1プレー

1日目または2日目 ● 東児が丘マリンヒルズゴルフクラブ

■出発日と旅行代金(2～4名1室利用/1泊2食付/おひとり様)

| 出 発 日     | 平日泊・平日プレー | 休前日泊・平日プレー | 平日泊・土曜・休日プレー | 休前日泊・土曜・休日プレー |
|-----------|-----------|------------|--------------|---------------|
| 通年(除外日あり) | 21,393円   | 24,543円    | 25,593円      | 28,743円       |

宿泊 牛窓 ホテルリマーニ (洋室(2～4名1室)バス・トイレ付)

■2名様以上でお申し込みください。

タ・朝食付

## 税金の知識

## 雇用促進税制がスタートしました

雇用促進税制とは、前年より従業員を一定以上増やす等の要件を満たした事業主が、法人税(または所得税)の税額控除の適用が受けられる制度です。適用を受けるためにはあらかじめ「雇用促進計画」の提出が必要です。

### ■雇用促進税制の概要

- ◆平成23年4月1日から平成26年3月31までの期間内に始まるいずれかの事業年度(以下「適用年度」といいます。)\*1において、雇用者増加数5人以上(中小企業は2人以上)、かつ、雇用増加割合\*2 10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除\*3が受けられます。
- ※1 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの各暦年
- ※2 雇用増加割合 =  $\frac{\text{適用年度の雇用者増加数}}{\text{前事業年度末日の雇用者総数}}$
- ※3 当期の法人税額の10%(中小企業は20%)が限度になります。

### ■対象となる事業主の要件

- ◆青色申告書を提出する事業主であること
- ◆適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者\*がいないこと
- ※雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するものを指します。
- ◆適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を5人以上(中小企業\*の場合は2人以上)、かつ、10%以上増加させていること
- ※中小企業とは、資本金1億円以下又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下のものを指します。(詳細は租税特別措置法第42の4等を参照ください。)
- ◆適用年度における給与等\*1の支給額が、比較給与等支給額\*2以上であること
- ※1 給与等とは、使用人に対する給与であって、法人の役員と特殊の関係のある使用人(役員の親族等)に対して支給する給与及び退職給与の額を除く額をいいます。
- ※2 比較給与等支給額 = 前事業年度の給与等の支給額 + 前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%
- ◆風俗営業等\*を営む事業主ではないこと
- ※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業(麻雀店、パチンコ店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、など)

### ■確定申告までの流れ

